第14号
4月増刊
昭和37年4月20日
全世帯配布

# 広報よしわら

発行所
吉原市役所
吉原市今泉43の1
電話（代）700番
編集 文書課
印刷
富士ニュース社

| 市勢 | | | |
|---|---|---|---|
| 東経 | 138度41分 | 人口 | |
| 北緯 | 35度09分 | 国勢調査（35.10.1現） | 住民登録 37.3月31日現 |
| 東西 | 14.7粁 | 総数 80.944人 | 82.389人 |
| 南北 | 25.5粁 | 男 40.547人 | 41.273人 |
| 面積 | 174.8平方粁 | 女 40.397人 | 41.116人 |
| | | 16.239世帯 | 16.768世帯 |

## 青島・津田地区を対象
## 新しい市街地の建設
### 本年度より区画整理に着手

吉原市では田子の浦港の築港国道一号線をはじめとする各種幹線路線の整備に伴い昭和三十七年度より五ケ年間継続事業として市内青島・津田地域（一四八、〇〇〇坪）について、土地区画整理事業を実施することになりました。

最近の市街地発展傾向が前記事情等から、市域南方に伸張しつつある実態と駿河湾臨海工業地帯造成施策に関連して理想に近い新市街地を構成。土地利用の増進、公共施設の整備改善をはかろうとするもので、従つてこの南側地域の開発については、特に都市計画の面からみても無計画性を排し、完全なものとするよう各種の面で市民の積極的協力を求めることになりました。

◉今後市民の皆さんに注意していただきたい事項は次のとおりです

1 借地権の申告は絶対必要
借地権を有する者は土地区画整理法に基き、権利の種類及び内容を申告しなければ借地権者としての資格は認められません。なおこの申告に必要な用紙は〝都市計画課〟にあります。

2 土地異動は登記の有無にかかわらず必ず届出をして下さい。

3 移転手続は早く
すでに土地売買契約はすんでいても、所有権移転手続を行なつていないものは早急に手続をして下さい。

4 埋立（宅地造成）には申請を
農地を宅地などにする場合は、◇計画をたてたら農業委員会に「農地転用許可申請」を行ないます。
◇区画整理上の手続としては「建築行為等制限に関する許可申請」を出して知事の許可をとらなければなりません。
◇埋立工事をするときは必ず水路（農業用排水路）を充分検討して迷惑（上流、下流）のかからないように、埋立施行者がやらなければなりません。
◇道路や水路などの関係もありますから盛土（もりど）の高さ等は予め相談することが得策です。
◇道路には全部側溝がつくので特に注意して下さい。

5 建設は規則を遵法
区域内で土地の形質変更（埋立など）や建築物、その他の工作物の新設、改築、増築などを行ない。または移動の容易でない物件の設置や、たい積を行なおうとする場合は、知事の許可を受けなければならない。〝この申請用紙は都市計画課にありますのでご利用上さい。
◇建築基準法による確認申請の手続は別に必要です。

6 測量ぐいは動かさない
近く街路確定測量を行ないます区域内の土地に測量ぐいを打ちますが、このくいはこれから道路や水路をつくつたり、各所有権者の土地を測定する大切なくいですから、耕作などにあたつて木ぐいは絶対に動かしたり、抜いたりしないよう協力して下さい。

◉住所はいつもはつきりと！住所を移動したときは、必ず十四日以内に住民登録をいたしましょう。（市民課又は支所へ）

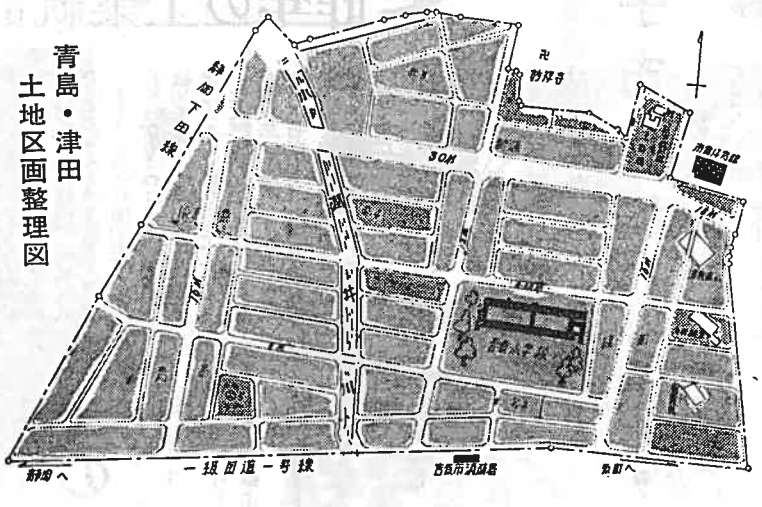

青島・津田 土地区画整理図

## 市主催の子供大会
### 児童福祉週間はじまる
5月5日

こどもの日を中心に、ことしも恒例の児童福祉週間が五月五日から十一日まで実施されますが、吉原市では、この期間中につぎの行事を計画して準備をすすめています。くわしいことは五月一日号でお知らせする予定です。

▽こども大会
五月五日の「こどもの日」に市内小学校六年生全員を招いて市主催でこども大会を開く計画です。また小学生全員に記念品を贈る予定です。

▽こどものよい遊び場を設けましよう
このような遊び場を計画されている地区に対しては、市と市社会福祉協議会より助成いたします。実施の場合は社会課へご相談下さい。

▽心配ごとの相談
明るく楽しい家庭をきずきましよう。
児童と青少年の心配ごとについての相談は、いつでも気楽に福祉事務所へおでかけ下さい。

▽親子写生大会
五月十三日の「母の日」に、教育委員会主催で、第五回の親と子の明るい楽しい絵を画く会を原田滝川観音堂周辺を中心に開きます。

## 前納者に報奨金
### 固定資産税・全期令書を配布

昭和三十七年度の固定資産税はみなさんのお手元に配布される徴税令書に記載された金額を納期日までに納めていただくことになります。

いままでは徴税令書を各納期の月ごとに配布していましたが、本年は全期分（第一期分から第四期分まで）の令書をいつしよに配布しますから、各納期の月末までにお忘れなく税金を納めて下さい。

◇納期限はつぎのとおりです
第一期分＝四月十五日から三十日まで
第二期分＝七月十五日から三十一日まで
第三期分＝九月十五日から十月一日まで
第四期分＝十二月十日から二十五日まで

◇納期前の納付恩典について
納期にいたつていない分（第二期以後）の税金を前納したときは報奨金がいただけます。
（納期前に納付した税額の百分の一に納期前に係る月数を乗じて得た額）
なお、報奨金は納税したあと徴税課で計算して交付します。

◇延滞金について
納期限が過ぎてから税金を納めますと、延滞金を余分に納めなければなりません。
延滞金は税額一〇〇円について一日三銭です。

◇滞納処分について
納期限までに税金を納めないために督促をうけ、その督促状を発行した日からかぞえて十日を経過した日までに税金を納めないときは滞納処分をうけることになります。

## 立市商校の入学式
### 第一期生は二四四名

吉原市の教育行政上画期的な市立商業高等学校の開校並びに入学式は、四月十日午前十時から市民会館大ホールで、喜びに胸ふくらませた新入第一期生二四四名と、父兄その他議会、教育関係者多数の参加を得て行いました。

国歌斉唱のあと金子市長から設立過程以後開校に至るまでの経過及びその意義について詳細挨拶があり、特に生徒に対しては諸君はいつでもどこでも日本の国歌「君が代」に立脚した民族意識に胸を張り誇らかに君が代をうたえる人間となつて欲しいと激励、続いて渡辺教育長から土屋校長以下十四名の新職員の紹介があり、生徒代表渡辺孝君の先生のいいつけを守り、市立商業高校の生徒として誇り高い伝統の創起とプライドをもち学業に専念致します。

の力強い宣誓がありました。このあと山本市議会議長の祝辞、父兄代表の感謝と喜びの挨拶あつて式を終りましたが、新生商校の徽章を輝かせた学帽と金ボタンの制服また白線も印象的な女子生徒のセーラー服姿は、いずれも第一期生の期待にかなう面持でした。

なお新校舎完成の九月下旬までは旧稜南中学校々舎を使用するが新校舎は現在東比奈地先の高台に建設中で、工費総額は約一億八千万円。

＝宣誓する生徒代表＝

## みんなで大掃除を
### 15日から〝環境衛生旬間〟

四月二十二日の清掃デーを中心に十五日から三十日まで、春の環境衛生旬間がはじまりました。

各ご家庭では、日常をきれいな明るい街づくりに心がけ、お互いの手で蚊やハエ、そしてねずみを退治して健康な生活の基礎をつくりましよう。

▼ハエはこんなところからフタのないごみ箱、便所の汲取口、アミ戸のない便所、フタのない便器、よごれた畜舎、むき出しの堆肥など、ハエの生まれる場所をなくすことが肝心です。

▼蚊が出る場所もなくそうドブ、水たまり、防火用水などいつもきれいに。フタのできるものにはフタを、水かえも手まめに。空ビンや空カンなど水のたまるものを処理しましよう。

▼ねずみは大掃除が嫌いねずみをとるだけでは、ねずみはいなくなりません。ねずみから食物やすみかをなくして、ねずみの住みにくい環境にすることが大切です。

大掃除をして、ねずみをなくしましよう。ことに、昨年暮にできなかつたご家庭では、必ず大掃除を実行いたしましよう。

## 父さんありがとう
### 4月29日は「父の日」

四月二十九日は「天皇誕生日」この佳日に因んで各地で様々の行事がもたれていますが、吉原市婦人会でも昨年来この日を「父の日」と名づけて各家庭毎に「父への感謝」の一日を過すことになつています。

新らしい時代傾向の中で父の権限云々はとに角、一家の主柱としての「父の座」に対する再認識とその勤労への感謝を通じ家族それぞれの立場の理解、義務の履行によつてより明るい家庭づくりを、という婦人会の目的について市民みなさんの積極的協力がのぞまれています。

## しめやかに慰霊祭

吉原市の戦没者慰霊大祭は小雨もよいの三月三十日午前十時から忠魂碑（吉高東側）で関係者多数の参列のもとにとり行いました。

この日迎え祀つた英霊は、遠く西南の役から太平洋戦争に至る一七五一柱で、金子市長、渡辺遺族会長の祭文、弔辞のあと遺児代表高野政子さんから〝お父さんご安心下さい。政子はこんなに大きくなりました〟と切々慰霊のことばが餞げられ遺族一同のなみだをさそいました。

このあと市民会館で慰安演劇会が二時間にわたり盛大に行われ遺族一同はくつろぎの一日をみました。

## 電話局の完成は明春
### 架設申込みは早目に

市内の富士岡、鈴川、大淵の各局を統合して自動電話に切換えるための建設工事が急がれている吉原電報電話局は、来年の春ごろには完成する予定ですが、完成の暁には東京をはじめ、県内のおもな都市との通話が、市内へかけるのとおなじように、ダイヤルをまわすだけでつながるようになります。

また、電話局の機械や電話線を大量に増設しますので長い間お待ちいただいた大勢の方々に、新しく電話をおつけできるようになります。

申込みの要領はつぎのとおりです。

◆お申込みは今すぐにあなたご自身で

手続きは簡単です。申込用紙は電話局の窓口にありますからあなたご自身がお出かけになつてお申込み下さい。他人に頼んだりすることは間違いのもとになりますからご注意下さい。

◆お申込みは無料です

申込みのときは実印を持参して下さい。前金などは一切いりません。

また、町の電話業者のなかには、私に頼めば「早くつく」とか「安くつく」などといつて宣伝するむきがありますが、そのようなことは絶対ありません。

◆おつけするときの費用は
単独電話＝加入料三百円、設備料一万円、ほかに十万円の電話債券を買つていただきます。
共同電話＝加入料三百円、設備料一万円、ほかに三万円の電話債券を買つていただきます。

この費用は、電話をおつけできるようになつたときに電話局から通知を差し上げますから、直接電話局へお支払い下さい。

集金に伺つたり電話局以外でいただくようなことは絶対にありません。

◆毎月の使用料は
単独電話＝営業用六〇〇円、住宅用四二〇円
共同電話＝秘話式の場合＝営業用五一〇円、住宅用三六〇円
普通の場合＝営業用三九〇円、住宅用二七〇円

このほか、市内通話一回ごとに七円かかります。おつけする時期は来年の春ごろには完成しますので、大部分の方はそのころおつけできる予定です。

※くわしいことは、電話局の加入係（電話一二四一番）または富士岡、鈴川、大淵の郵便局へ

## 特許 特許補助申請

特許庁ではかねて外国への特許出願を奨励、去る昭和三十年よりもよいの三月三十日午前十時から特にこのための補助制度を設けていますが、昭和三十七年度分を現在受付けております。外国特許出願補助を希望する方は市商工課へご相談下さい。

## ▽……お知らせ……▽

◉須津山の貸借契約期間の五カ年が満了となりましたので、林産課では、契約の書替手続きを行つています。

なお、この手続きをしませんと契約が無効となりますから必ず期間内に契約の書替をして下さい。

▼期　間＝四月三十日まで
▼取扱場所＝林産課
▼持参するもの＝証券、印鑑
▼手　数　料＝六十円
▼対　象　者＝吉永、須津地区

◉昨今の気象異変で、各所に〝若木〟の被害が発生していますが、三十一年春以降造林補助金をうけしかも森林国営保険に加入している山林を所有する人で、半数以上の枯れ被害をうけた方は五月十日までに林産課に申し出て下さい。

〝NHK吉原市だより〟は、毎週土曜日午后5時20分から（静岡第一放送）〝無線広報〟のお知らせは毎日午前7時45分と午后4時45分